

特定外建築物環境計画書の届出に関する要綱

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

平成21年9月24日

(目的)

第1条 この要綱は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号。以下「条例」という。）第92条に基づき、条例第93条第1項に規定する特定建築物以外の建築物（以下「特定外建築物」という。）の新築又は増築（以下「新築等」という。）をしようとする者（以下「特定外建築主」という。）が、特定外建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画書を市長に届け出ることに関して必要な事項を定め、特定外建築主の環境に対する自主的な取組みを推進し、建築物に係る環境の負荷の低減及び環境品質・性能の向上など適切な環境配慮措置を講ずることにより、総合的な環境性能に優れた建築物の新築等を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、条例、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第117号。以下「細則」という。）及び条例第91条第1項の建築物環境配慮指針（平成23年3月4日名古屋市告示第139号。以下「指針」という。）で使用する用語の例による。

(戸建住宅の評価手法)

第3条 特定外建築主のうち、戸建住宅の建築等をしようとする者は、指針に代えて、愛知県建築物環境配慮指針（平成21年3月27日愛知県告示第227号）に定める愛知県建築物総合環境性能評価システムを用いることができるものとする。

(特定外建築物環境計画書の作成及び届出)

第4条 特定外建築主は、特定外建築物環境計画書を作成し、条例第93条第1項及び細則第79条に準じて、特定外建築物環境計画書届出書（第1号様式）を市長に届け出ることができる。

(特定外建築物環境計画書の変更の届出)

第5条 前条の規定により特定外建築物環境計画書を届け出た者は、当該特定外建築物

の新築等に係る工事が完了するまでの間に、当該特定外建築物に係る条例第93条第1項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、条例第94条及び細則第81条の規定に準じて、特定外建築物環境計画書変更届出書（第2号様式）を市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

（特定外建築物環境計画書に係る工事完了の届出）

第6条 第4条の規定により特定外建築物環境計画書を届け出た者は、当該特定外建築物の新築等に係る工事が完了したときは、条例第95条及び細則第82条の規定に準じて、特定外建築物工事完了届出書（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

（指導及び助言）

第7条 市長は、第4条及び第5条の規定による届出があつた場合において、当該特定外建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置が、指針に照らして不十分であると認めるときは、特定外建築主に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（公表）

第8条 市長は、第4条から第6条の規定による届出があつた場合において、条例第93条第2項及び細則第80条第2項の規定に準じて、その概要を公表するものとする。

（報告）

第9条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、特定外建築主から必要な報告を求めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。